平成20年4月から、後期高齢者医療制度がはじまります！

少子高齢化が急速に進み、高齢者にかかる医療費も増大している現況において、高齢者が将来にわたり安心して医療を受けられるようにするため、平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されることになります。

後期高齢者医療制度ってなに？

これまで75歳以上の方（後期高齢者）および65歳から74歳で一定の障害のある方は、国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。（現在加入している国民健康保険や社会保険などからは脱退することになります。）

被保険者となる人は？

75歳の誕生日を迎えた方（65歳以上で、一定の障害の状態にあると認定を受けた方を含む。）は、今、加入している医療保険（国民健康保険や社会保険など）から、この後期高齢者医療制度に移行することになります。

※現在、老人医療受給対象者の方は、平成20年4月以降はそのまま、後期高齢者医療制度の被保険者となります。（手続きは不要です。）

保険料の負担は？

これまで社会保険等の被扶養者だった方も含めて、被保険者全員に保険料を納めていただきます。保険料の納付方法については、原則として年金から徴収されることになります。

なお、保険料の額が決まりましたら、改めてお知らせします。

被保険者証の交付は？

被保険者一人一人に後期高齢者医療被保険者証が交付され、平成20年3月に送付する予定としています。

病院などで受けられる医療給付の内容や窓口での自己負担は？

今までと同様の医療給付を受けることができます。また、窓口での自己負担については、一般の方は1割、現役並みの所得がある方は3割負担となります。

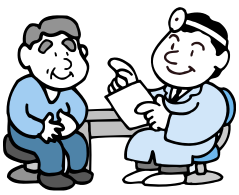

制度の運営主体は？

県内すべての市町が加入する「山口県後期高齢者医療広域連合」が運営していきます。ただし、保険料の徴収や各種申請の受付等の窓口業務は、被保険者に身近な市町が行うこととなっています。

問い合わせ

山口県後期高齢者医療広域連合事務局
（山口県山口市大手町9番11号）
☎083（921）7110
ファックス
083（932）5321